

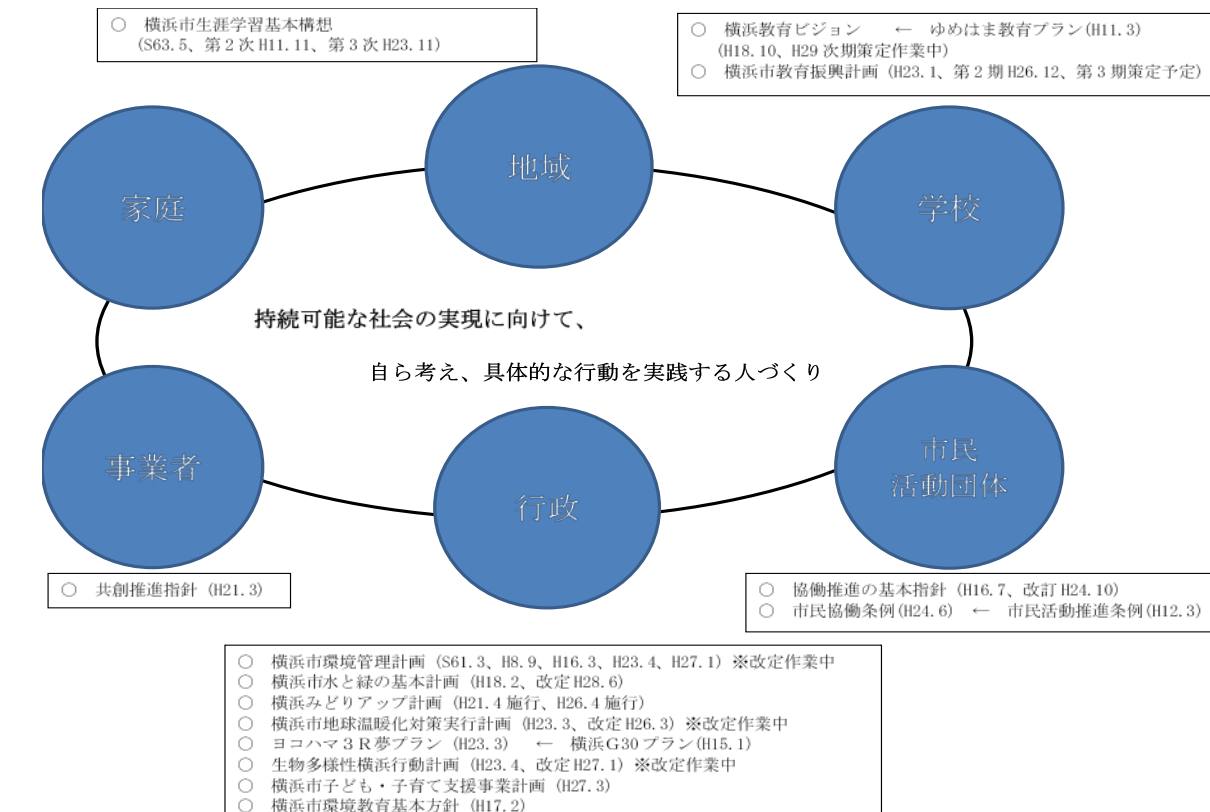
「環境教育」の位置付けについて

<横浜における環境教育の推進>

1960年代～ 公害	公害教育 ↓
1970年代～ 都市・生活 型公害	環境教育 1986.3「横浜市環境管理計画～環境プラン21～」 市民・事業者・行政が一体となって都市をつくりあげていく 「環境保全・創造の基本的施策」の「生活・生産環境に係る施策」として「環境教育の普及・充実など」
1980年代～ 地球環境 問題	1995.3「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 第16条 環境教育の充実及び環境学習の促進に向けた方針 1996.9「横浜市環境管理計画」 基本方針、基本施策に、「環境教育・環境学習の推進」 2004.3「横浜市環境管理計画」 継承 2005.2「横浜市環境教育基本方針」 持続可能な社会に向けた環境教育の方向付け 2011.4新たな「横浜市環境管理計画」 社会、経済の基盤としての環境 「総合的な視点による基本政策」の「環境と人・地域社会」の取組に「『学び』の輪づくり」など 2015.1「横浜市環境管理計画」 継承

横浜市では、様々な計画の中で環境教育を位置づけ、教育委員会をはじめ、関係区局等において環境教育に関する施策を展開しています。

市民、事業者などあらゆる主体の取組の連携・協働を図り、指針や制度等も整備して、その輪を広げてきました。



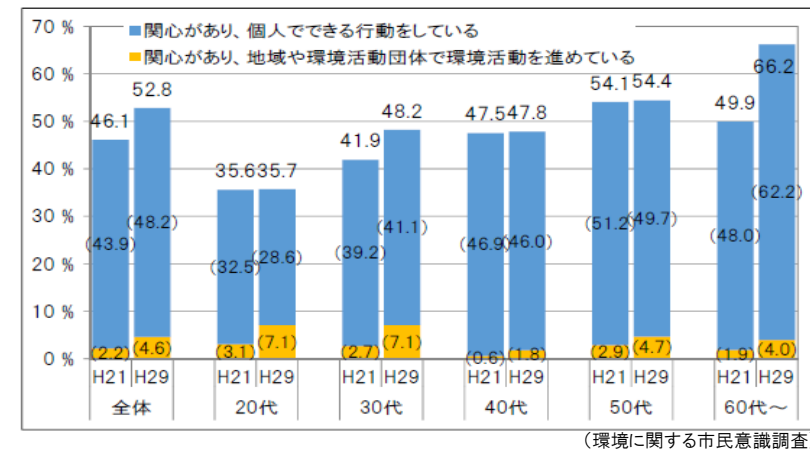
<現状の課題>

人口減少・少子高齢化

- 地域コミュニティ機能の低下
- 市民生活を支える地域活動の担い手の不足

市民のライフスタイルの多様化

- 環境に関心があり行動をしている人の割合
- ・21年度 46.1%→29年度 52.8% (↑6.7ポイント)
- ・年代が低いほど関心と行動が結びついている人の割合が低い



環境教育の重要性の高まり

<社会情勢の変化>

- ・持続可能な開発目標 (SDGs) (2015年9月採択) 経済、社会及び環境を調和させる統合的取組
「目標4：質の高い教育をみんなに」という目標は、持続可能な開発にとって教育が有効かつ効果的な手段であることを再認識するもの。
- ・「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(2016年12月策定) ESD・環境教育の推進がSDGsを達成するための具体的施策として掲げられた。
- ・「国連ESDの10年」の後継プログラム「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プラン (GAP)」
環境教育の拡大を目標
- ・「ESD国内実施計画」(2016年3月策定)
ESDを一層推進
- ・「第5次環境基本計画」中間とりまとめ (2017年8月)
環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための重点戦略を支える環境政策に「環境教育」
- ・持続可能な社会へ向けた考え方を含む、新「学習指導要領」(2017年3月公示)。

「環境教育」を環境管理計画の施策の柱に位置付け

<環境教育の定義>

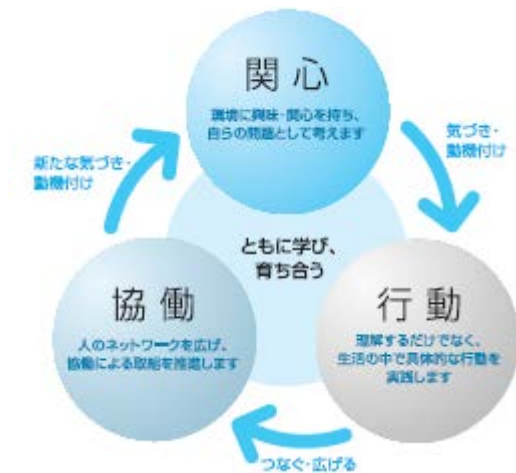
持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習 (環境教育等促進法第2条第3号)

<施策の内容>

1 2025年度までの環境目標

持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり

あらゆる主体が日常活動の中のあらゆる場において環境行動を実践することが求められます。関心、行動、協働の3つのキーワードのもとに環境教育を発展・展開させます。



2 目標実現のための取組

- (1) 自然や命を大切にする感性を養い、自然環境の保全・再生に取り組む人の育成
- (2) 限りある資源やものを大切にし、環境負荷の少ない生活を実践する人の育成
- (3) 身近な問題から地球環境の保全まで、広がりのある環境教育の実践
- (4) あらゆる場で学び、環境行動を実践する社会の実現
- (5) 環境教育を通して国際協力、国際交流などに貢献
- (6) 協働による環境行動の実現

※ 上記は、環境創造審議会の答申を受け、平成17年2月に策定した横浜市環境教育基本方針に定められている内容です。今回改定する環境管理計画のこの施策の柱を、環境教育等促進法第8条に基づく行動計画として位置付けます。